

## 授業展開書要約版「江戸幕府の成立」

## 【授業展開書の使用方法】

- ① **赤字のポップ体**…授業展開の中で重要箇所
- ② **青字のポップ体**…“PDF 資料”を用いる箇所
- ③ **緑字のポップ体**…授業展開の中で余裕があれば触れたい箇所・赤字のポップ体より重要度の低い箇所
- ④ 明朝体の網掛け…読み飛ばしてもよい箇所(教師として知っておいた方がよい補足知識)

① **P38～P41 の幕藩体制は、生徒が教科書で学習すると時系列がごちゃごちゃになる定番の時代なので、最初にテキストの有効性を強調してあげてください(教科書や一般的なテキストでは「江戸幕府の成立」→「幕藩体制」→「大名統制」→「朝廷統制」→「農民統制」→「宗教統制」→「身分制度」など時系列が前後左右して、一般的な生徒はこの時代の時系列で嫌気がさします)。左側ページの P38 が家康期～家光期の「豊臣家の滅亡」・「大名統制」・「朝廷統制」が俯瞰できるようになっており、P40 が家光期～家綱期の「農民統制」・「宗教統制」が俯瞰できるようになっています。一方、右側ページの P39 は「幕藩体制」に関する詳細、P41 は「身分制度(士農工商)」に関する詳細になっています。**

(1) **PDF「家康の関東移封」を用いて**、江戸幕府の成立の前提として、豊臣政権の頃の話に戻して、小田原攻めで北条氏が滅亡した後に秀吉の指示でこれまでの東海地方から関東への移封を命じられたことで、関東 255 万石に移り、戦国時代に太田道灌が建築した江戸城を居城とする(秀吉にとっては畿内・東海から家康を遠ざける左遷で、家康にとっては断れない状況下で強制的な要求ですが、石高は倍増となるので長期的な戦略として受け入れる形をとった)。なお、関東移封前の徳川家康の居城は浜松城で、駿府城は家康が大御所となった後の拠点なので、駿府城についてはこの時点では触れないでおきましょう。

(2) **PDF「豊臣家臣の分裂」を用いて**、慶長の役(1597～)の最中に豊臣秀吉が死去しますが(秀吉死去の原因に関しては諸説ありますが、近年の研究では、白米中心の食生活になったためビタミン B<sub>1</sub> 欠乏症の典型症状である脚気だったという説が有力な説としてあげられているので、余談として生徒に「脚気」について説明するのも中だるみを避けられますが、時間的にカットも考慮しましょう)。その後、これまで全国統一や朝鮮出兵などで功を成してきた福島正則・加藤清正などの**武断派**と(福島正則に関しては武家諸法度後の改易で登場するので前フリとして触れておくと良いでしょう)、全国統一前後の内政に功を成した**右田三成**や**小西行長**などの**文治派**が**対立**するようになり、家康が武断派と接近するようになります(武断派と文治派は生徒にはイメージがつきにくいので、「**武断派=体育会系**」・「**文治派=文科系**」の例えで済ませても楽です)。ここで、「秀吉に可愛がられて出世した体育会系の福島正則役や同じく体育会系で器量もある加藤清正役、徳川家康の側近で頭キレキレの本田正純役も募集！」と、前フリとして生徒の中で立候補させておくのもいいですね(「一」ニヤリ…後で本人やその子が改易されるので笑)。

(3) こうして家康が秀吉の遺命を守っていないという理由から、会津征伐に向かった家康の留守について石田三成が挙兵し、**石田三成は五奉行の一人にすぎないため五大老の毛利輝元を盟主に掲げて、1600 年に美濃国で関ヶ原の戦い**が起きます(直江状・会津征伐・伏見城における鳥居元忠の憤死・細川ガラシャの殉死→反三成派が家康に味方・第二次上田合戦・黒田官兵衛の九州統一計画など語れる箇所は多数ありますが、授業時間に余裕がありすぎる場合のみにしましょう)。関ヶ原で盛り上げすぎると、幕藩体制でつまらなく感じる生徒も出てくるので、**関ヶ原について語りたい場合は、幕藩体制で雑談・余談として語る方が良いでしょう。**

(4) **PDF 資料「関ヶ原の戦い(西軍・東軍)」を用いて**、小早川秀秋の裏切りによって西軍は総崩れとなり、東軍の圧勝で終わり、**石田三成**や**小西行長**は処刑となります(なお、近年の研究ではこれまでの通説であった「最初は西軍が押していたが、昼以降の家康の間鉄砲により小早川秀秋が裏切り西軍が総崩れとなった」という学説から、「開戦すぐに小早川秀秋が裏切り、昼までには決着がついていた」という新学説が有力視されつつあります)。また島津義弘の敵中突破や捨てがまりによる退き口、長州藩の処遇なども語れる部分は多々ありますが、**私自身は幕末の薩長の動向を説明するため、「幕末前」に説明するようにしています。**

(5) また、関ヶ原の戦いで敗れた**西軍の象徴的存在である豊臣家は戦後処理として摂津・河内・和泉の 65 万石に減封**されますが、**ここで豊臣家がまだ存続しているのが徳川家にとって脅威であることを匂わせておきましょう。**

②その関ヶ原の戦いから3年後の**1603年**に**徳川家康**は後陽成天皇から征夷大將軍に任命され、ここに江戸幕府が成立し、その翌年に全国の諸大名に対し、国単位に**国絵図**と**郷帳**の作成を命じていますが、**これは豊臣秀吉が全国を統一した1590年の翌年に諸大名に命じた国絵図と御前帳(郷帳と同じ)と同じであることをP36と比較させて郷帳の下に「御前帳と同じ(P36へ)」と書き込ませる**。つまり、御前帳が郷帳と名前を変えただけであり、秀吉が全国の土地支配者であることを明示したことを、**家康も征夷大將軍就任の翌年に「自分が全国の土地支配者である」ことを明示したことになります**。なお、郷帳は江戸時代を通じて**慶長・正保・元禄・天保**年間の4回作成されていますが、これは過去に出題された難問にすぎないので基本的に私は教えないようにしています。

<発展学習(なぜ関ヶ原(1600年)から征夷大將軍就任(1603)まで3年の期間が空いているのか?)>

**【発展】**以下の内容は授業では触れない方がお勧めですが、歴史に興味を持っている生徒への雑談に使えます。

徳川家の旧姓は松平家ですが、松平氏は藤原氏を先祖としていましたが、藤原氏が就任できる官職は摂政・関白です。一方で、豊臣秀吉は近衛家の猶子となることで、藤原氏の一族として家格をあげたことで関白となっています。つまり、徳川家の先祖が藤原氏である限り、関白の豊臣家がいるため、就任することもできません。

そこで、この3年間の間に徳川家が行ったのが家系図の改竄です。徳川家は新田義重(新田義貞の曾祖父)の子である世良田義季の子孫であると家系図の書き換えを行ったのです(興味があれば、新田義重の末っ子の末っ子の末っ子の末っ子の末っ子の末っ子の…末裔に徳川氏(松平氏)がいるので系図を確認してみてください)。これによって、徳川家は源氏の家柄となり、1603年に征夷大將軍となる資格を得たわけです。

※なお、「源氏でなければ將軍にはなれない」というイメージは、足利氏の行った印象操作が大きいことにあります。そもそも鎌倉時代には摂家將軍・皇族將軍、建武の新政では護良親王の征夷大將軍就任など高貴な身分(論理的には**貴種**と言います)であれば、將軍に就任している例があります。これを足利氏が正統化するため、「源氏でなければ將軍にはなれない」というイメージを植え付けたことがあげられます。

③**要注意！ここで、いったん39ページ左上の大名の基準について触れおきましょう**(目的は以下に記しますが、生徒参加型の授業にするためには、ここで大名の定義に触れておけば1615年以降の中だるみを防げるからです)。

<大名統制・朝廷統制などの注意点>

幕藩体制は、これまでの中世などの土地制度や戦乱と違って、統制・制度・秩序維持などが中心で単調な説明になりがちな分野です。ですので、まずは**因果関係・流れ・展開を重視するため単なる語句の羅列にならないよう接続詞に気をつけてください**。また、**先生を將軍役・生徒を大名役にして生徒参加型の授業にすれば、生徒も自分ごとに置き換えやすい時代になります**。

④**PDF資料「大名の配置(1610年代)」を用いて、1万石以上の260~270家ほどある將軍に仕える武家が大名**。1石の基準については太閤検地で**「1石は人が一年間暮らせる米の量」と既に説明していますが、触れていない場合や生徒の定着力が曖昧な場合は再度触れて、大名は年収1万人分以上の年収がある土地を支配している者**と置き換えてあげてください。その中で**親藩**の基準を説明して、特に**鎌倉幕府の源氏正統が途絶えた事例から徳川本家が途絶えた場合の保険として、(御)三家とその初代(家康の子)、さらにテキストP39の右下の徳川家系図を見ることを指示して(またはPDF資料を用意して)**、その予想的中して7代家継で徳川本家が途絶えたことで、8代吉宗が設けた新たに將軍家を出せる家柄の**(御)三卿**とその初代(吉宗の子・孫)を**語呂などで覚えやすくしてあげましょう(ここで徳川將軍家の覚え歌を私は歌ったりしています)**。紀伊藩からは8代吉宗・14代家茂、一橋家からは11代家斉・15代慶喜といった將軍が出ているので、**「両家からそれぞれ將軍家が2名ずつ出ている」と書き込ませることを指示**。

<ゴロ>

「お よしなさい き み よりノーブラふっさふさ」  
尾張 義直 紀伊水戸 頼宣 房  
「君とは終わり」…き(紀伊)みと(水戸)は終わり(尾張)

⑤**ここで先生自身を將軍と位置づけて、親藩**は徳川家一門なので**「先生自身の親戚一同(家族・親族)」、「一年前から担任していた生徒」を譜代、「今年度から新規に担任になった生徒」を外様**に位置づけたりすると良いでしょう(または**教卓から近い生徒や個人的には「委員会の生徒を譜代大名に位置づけ、教卓から遠い生徒は外様大名」と、後々の幕府の職制につなげて生徒を巻き込むこともできるのでお勧めします。具体的には生徒会役員(老中)・学級委員(若年寄)・風紀委員(大目付・目付)・放送委員(京都所司代)**などが幕政の職務につけることになるので)。

なお、**教育実習生の場合はその設定は難しいので、「学校所在地の近くに住むチャリ通組の生徒」を譜代、「学校所在地から遠い電車通学の生徒」を外様などに位置づけるのもよいでしょう**(こう位置づければ、親藩は要地に配置させるが先生(将軍・幕府)に口出しできないように幕政には参加できず、譜代は収入は低いが必要地に配置されて幕政に参加でき、外様を収入は多いが遠方に配置され幕政に参加できないという、のちの幕府の職制に繋げやすくなります)。最後に親藩は「**約 20 家**」・譜代は「**約 100 家**」・外様は「**約 150 家**」と書き込ませることを指示し、それぞれを足すと 260~270 家になることを計算させてあげましょう。また、**大坂の陣で豊臣方に味方する大名(生徒)は出ないと思うので、豊臣方は牢人(浪人生)をかき集めてくると前フリをしておくのも良いですね。**

⑥その上で、**将軍(先生)に仕えたのだから(服従した)、諸大名(生徒)には負担を担ってもらう**。戦がおきた時に担う**軍役**は石高に応じて、一定数の武器・兵力を用意するので「**定期テストなどの戦がおきた時には年収に応じた兵力連れて来い**」と置き換えれば伝わりやすいでしょう。一方で、戦のない平時には城郭・河川工事などの土木事業に動員する**お手伝い(普請)**などの**普請役**があるので、「**定期テストなどの戦がない時には(先生にとっての城郭である)黒板消しとか掃除などをよろしく**」と置き換えてみましょう。なお、その下の箇所書き込ませる内容の「**普請役は他にも農民に課した国役普請・村が自力で行う自普請がある**」については**普請役が、お手伝い普請だけでないことを意識づけるために付け加えたものにすぎないので、カットして問題ありません。**

⑦ただ、豊臣家は健在であり、豊臣恩顧の大名もいるため、**中には「家康様は秀頼様が成人したら政権を返すのでは？」**と**思っている大名もいます(生徒に「豊臣秀頼が成人したら、徳川から豊臣に政権返すと思ってる奴いるー？」**と質問してみるのもいいと思います**が多分ないと思います笑)**。そこで、**将軍職が徳川氏の世襲制であることを豊臣家や諸大名に示すため**、わずか 2 年後の 1605 年に将軍職を子の**徳川秀忠**に譲ります。

⑧その後、成人した豊臣秀頼と面会した際に、秀頼は 180cm を超えて立派に成長していたこと、また家康が『平家物語』を熟読しており、敵の子を生き残らせた平清盛の運命と照らし合わせ必ず滅ぼしておく必要があることなどの説もありますが、**豊臣家の莫大な財力を減らすために様々な寺社の改修などを命じていったことをあげるの****が一番良いでしょう(方広寺鐘銘事件に繋げるため)**、その中で豊臣秀吉が 1586 年から着工し 1595 年に完成した京都の方広寺は、1596 年の慶長伏見地震の影響で損壊しており、秀吉の死後秀頼によって 1612 年に完成しました(徳川家康が命じたわけではありませんが、この再建事業が豊臣家の威信回復のため再建されたことで、徳川家が警戒することになります)。その中で豊臣家を滅ぼすための口実として「**イチャモン**」をかけたのが 1614 年の**方広寺鐘銘事件**です。**PDF 資料「方広寺鐘銘事件」を用いて**、その釣鐘の銘文に刻まれていた「**国家安康**」と「**君臣豊楽**」が家康をまっ二つに分けようとしている、君主である豊臣家が豊かでありますように、という呪詛であるとめっちゃめっちゃな「**イチャモン**」をかけて、その意図がないのであれば、豊臣秀頼に大坂城から退去するようにと命じたことで(こころは単調な説明になるとつまらなくなるので、**家康の無茶な要求と困惑する豊臣側と演じるのが効果的だと考えています**)、**PDF イラスト「大坂の陣(3 枚)」を用いて**、1614 年に**大坂冬の陣**が起き(徳川軍の放った大筒(大砲)が天守に偶然直撃したのが大きかった)、その後和議が成立するものの、**大坂城の内堀・外堀の両方が埋められてしまいます**。こうして大坂城は「**丸裸の状況**」となり、翌年に起きる 1615 年 5 月に**大坂冬の陣**で**豊臣秀頼**とその母である**淀君(淀殿)**が自害したことで豊臣家は滅亡し、これ以降は戦国の騒乱が終了した平和な世の中ということで「**元和偃武**」といわれます(元和年間 <ゴロ> 「ヒー(1)ロー(6)以(1)後(5)出ず元和偃武」は 1615 年~1624 年で偃武とは武器をおさめて用いないこと)。

<大名統制>

①1615 年 5 月に終了した大坂夏の陣によって元和偃武となった世の中なので、戦国時代に乱立していた城(家臣の拠点となっていた支城など)はもう必要ないので(江戸幕府にとっては再び戦乱になった場合に障害でしかないので)、6 月に**一国一城令**、ついで 7 月には**武家諸法度元和令**が出されます(何月だとかを語り始めると生徒は混乱するので、**大坂夏の陣が終了した「一か月後」に**一国一城令**、さらに「その一か月後」に**武家諸法度**という**接続詞を使うのがわかりやすいでしょう**。なお、**ここでは触れない方がよいと思いますが、武家諸法度元和令は 7 月 7 日、禁中並公家諸法度は 7 月 17 日なので、「10 日後」になります。**)**

- ②PDF資料「**一国一城令**」を用いて、「**もう大坂夏の陣で戦は終わったのだし、大名の軍事力削減のため**」、大名の居城以外は取り壊しを命じたのが**一国一城令**です。なお、**戦国時代まで空いている机を占有したり、人の席を奪い取ってもいいけど、江戸時代からは1人1席までと例えて説明することもできます**。また、**旧国名の66国に1城と誤解する生徒もいるため、質問対策として1領国1城であることも補足しておきましょう(260~270家の大名がいるので、260~270城のイメージ)**。
- ③さらに、「**もう二度と下廻上を起こさせないために大名とかをルールで縛り付ける**」必要がある**ので、その一か月後には大名を縛るためのルールとして**、徳川家康の命令で諸大名を伏見城に集めて、徳川秀忠の名で発布したのが13条からなる1615年の**武家諸法度元和令**(こういった箇所では語句の羅列になりがちなので、**因果関係をうまく繋げるために接続詞に気をつけましょう**)。ここで、単調にならないように「**はい、大名(生徒)の皆さん伏見城に集まって～、今から大名(生徒)の基本ルール説明するからね～。破ったら処罰するよ～**」と生徒を巻き込んでみましょう。起草者は**金地院崇伝(以心崇伝・崇伝)**で、大名に対する基本法典とは「**大名に対する基本ルール**」とかみ砕き、内容については**①～③まではかみ砕き、④～⑥は出来るだけ早口で済ましておくことをお勧めします(内容を細かく説明していくと生徒が飽きるため)**。それぞれかみ砕きの例としては、
- ①**文武両道の道の奨励**は「**大名は文武両道に励め(生徒は勉強とスポーツ両方励め)**」、
- ②**城郭の新築と無断修築の禁止**は「**城を新しく作ったり修理する場合は幕府に連絡入れろ(生徒が机とかロッカー直す(落書き)時には連絡入れろ)**」、
- ③**私婚の禁止**(大名同士の間婚は幕府の許可を必要とする)は「**(今川仮名目録などの分国法でも書かれていたことで)勝手に大名同士で結婚するな(生徒同士で勝手に恋愛するな先生に許可入れろ)**」、
- ④大名同士の徒党を禁じる**(生徒同士で派閥作るな)**
- ⑤法度違反者の領内隠匿の禁止**(ルール違反したやついたら報告しろ)**
- ⑥諸大名参勤の作法(参勤の作法について)は「**職員室にくる時の挨拶の作法気をつけろ**。ただし、**⑥については参勤交代と誤解する生徒がいるので、「將軍に挨拶する時の作法について」と注意喚起しておきましょう**」。
- ④**こうした武家諸法度に違反したり**、子供がいなかった場合には大名が処分され、**改易**は領地没収、**減封**は領地減らす、**転封**は「**引越**」とかみ砕けばよいですし、**生徒を例にして説明するならば「改易は机没収」、「減封は机半分に減らす」、「転封は席替え」などに置き換えるのもよいでしょう(減封・転封の読み方は「ぼう」なので気をつけてください)**。この中で先ほどの武家諸法度の②にあった城郭修築の項目に違反して所領没収となったのが、安芸広島城主の**福島正則**で、史料でも問われることに留意するよう指摘してあげましょう(**ここで福島正則役の生徒は机(所領)没収となります笑**)。なお、改易にあった大名の**本多正純**や**加藤忠広**まで掘り下げたいのであれば、**豊臣家恩顧の大名は危険なので代表格である福島正則が実は幕府に届け出ていたことを紹介(老中に連絡は入っていたのですが、幕府としては外様大名の統制・見せしめとして処罰したかったので違反扱いとした)、幕府の意図的なものであったこと**。そして、その延長で豊臣家恩顧の大名の代表格が**加藤清正**がいますが、彼の子である**肥後熊本城主の加藤忠広**が改易されています(理由については素行不良だとか言われるが、実際の理由は不明で豊臣恩顧の大名肅清の代表例)。また、**外様大名だけでなく、徳川家一門や徳川家古参も例外ではなく処罰されている**、と触れて**越後高田藩主の松平忠輝(家康の6男)・越前福井藩主の松平忠直(家康の孫・結城秀康の子)**といった親藩や、譜代大名の筆頭格である**宇都宮藩主で老中(年寄)の本多正純(本多正信の子)**も改易されている、**と展開すれば流れはスムーズになります(ここで加藤清正役は子の代に、本多正純役の生徒も改易になりますね笑)**。
- ⑤その武家諸法度は7代家継・15代慶喜を除き、**將軍の代替わりごとに発せられたので**、將軍が2代の秀忠から3代目の家光に代替わりとなれば、再び武家諸法度が出されます。それが「**元和令から20年後**」の1635年に発布された19条からなる**武家諸法度寛永令**で、起草者の**林羅山**は**文化史でも出てくるから覚えておきな～**と触れておきましょう。その最も重要な追加項目が①の毎年4月交代で参勤することを義務付けた**参勤交代の制度化**ですが、「**制度化**」はピンとこない**生徒もいるので「強制化」とかみ砕けば伝わりやすいです**、「**参勤自体は以前からあった**」と書き込ませておきましょう(將軍のもとへ挨拶する江戸への参勤は1603年の徳川家康が征夷大將軍に就任して以降行われており、織田信長・豊臣秀吉の時期にも安土城・大坂城に参勤する大名もいたが、時期などはバラバラでここで初めて制度化された)。

⑥PDF資料「参勤交代」を用いて、参勤交代は論述問題の定番なので、私大論述・国立志望の生徒には「目的(背景)・内容・影響」の違いで論述する内容が異なることに気をつけるように指示(「目的」の大名統制・將軍への忠誠確認、「背景」の軍役の代替については幕藩体制で触れます)。内容については、(1)の大名に対して**將軍への忠誠を示すために、国元と江戸を1年交代で往復(毎年参勤するわけではなく、江戸1年国元1年であることを指摘してあげてください)・人質として大名妻子の江戸居住を強制**。(2)の「石高に応じた人数を率いて参勤(人数を減らすよう命令)→將軍が課す軍役の一環で主従関係を確認する意味がある」については、幕藩体制で掘り下げることになるので、「**収入に応じた人数率いて参勤してこい。なんか見栄を張ってたくさんのお友達(供回り)連れてくる奴ら多いけど人数減らせや**」と幕府が人数を減らすように命令していたことを強調してあげてください(よくある間違えた知識ですが、参勤交代を制度化したことは大名の財政を圧迫するための「目的」ではなく、参勤費用や江戸滞在費で大名の財政が圧迫した「結果(影響)」です)。そして、「**懼りには毎日物価高いロイヤルホストかガスト寄れや?サイゼちやうど**」と江戸の物価が高いことを強調。その「**影響(結果)**」として、「**大名にとっては**」参勤の道中費用と江戸藩邸の滞在費による藩財政が窮乏化し、**流通面では交通(街道・宿場など)・江戸など三都の全国市場が発達し、文化面では大名が地方と江戸を往復するため江戸文化が地方に伝播する**という影響がおきます。ただし、参勤交代にも例外はあり、PDF資料(参勤交代の石高に応じた従者数)を用いて(論述がある場合にはわかりやすい具体例です)、**距離的に近い**関東の大名は**半年交代・副將軍を出す家柄である**水戸藩は江戸定府なので「**(常に江戸)**」と書き込ませることを指示(つまり、御三家のうち尾張藩・紀伊藩は参勤しますが、水戸藩は参勤しません)。また**距離的に遠い**対馬の宗氏は3年に1回・蝦夷の松前氏は5年に1回です。

⑦また、**諸大名の海上軍事力・遠隔輸送力の制限のため**、米を500石(約75トン前後と伝えるとわかりやすいです)以上積めるような**五百石積以上の大船建造禁止**(500石以上の大船は単なる軍艦ではなく、①大量の兵・武器・米の輸送・②遠方との連携・③海上交易による財力強化・④沿岸支配にも使えるため、諸大名の郡司・輸送・経済基盤を抑えるため)。ただし、ペリー来航後には欧米列強の来航に対応するため、沿岸防備・洋式海軍整備が必要になったため、この項目は幕末に緩和されるので、「**幕末に緩和される(P54へ)**」と書き込ませましょう。最後の③私設の**関所・津留**(領内の港で物資の移出入を禁止すること)の禁止は史料で問われる難問レベルなので、サラッと触れるぐらいで流すことをお勧めします(一応これら施設の関所・津留の禁止目的は、諸大名が領国内外の交通・物流・人の移動を独自に支配し、半独立国家化することを防ぐために幕府が禁止したことになります)。

※時間に余裕があれば、史料「**武家諸法度－元和令(1615)－寛永令(1635)－**」をそれぞれ説明(解説は詳細版)

授業展開書要約版「朝廷統制」

①一方で、朝廷統制としては、**これまでの後陽成天皇は豊臣家との結びつきが強いので**、まだ若く幕府と協調関係をとりやすいことから、後陽成天皇皇子の**後水尾天皇**を1611年に徳川家康が擁立していますが(のちに徳川和子を入内させたのは結果にすぎませんが、その若い後水尾天皇と婚姻政策をとりやすかったのも考えられます)、理由については触れなくても良いでしょう。ただ、ここからその若い後水尾天皇など朝廷に対する統制政策として**「敬して遠ざける(論述では征夷大将軍への就任など「朝廷の伝統的な権威を尊重しつつ、将軍権力の正統化にも利用し、一方で禁中並公家諸法度や武家伝奉により政治的発言力を統制」が使いやすいです)」**と言いますが、天皇・朝廷に政治実権を持たせないように、**天皇・公家に対するルール**として1615年に発布されたのが**17条**からなる**禁中並公家諸法度**です。起草者は**金地院崇伝(以心崇伝・崇伝)**で、武家諸法度発布から**「10日後」**なので、武家諸法度から禁中並公家諸法度へ**「→」をつなげるように指示して同年であり起草者も同じであることを指摘しましょう。**

②内容としては天皇・公家に対する統制法、つまり**朝廷に対する基本ルール**であり、目的は国公立の論述向けですが、①**天皇・朝廷が自ら権力をふるうことを防ぐため**、②**天皇・朝廷と大名が結びつくことを防ぐため**ですが、つまりは**天皇・朝廷を政治権力から切り離すこと**(このように危惧していたことが、幕末には薩長が天皇・朝廷と結びついてしまうこととなりますが…)。そのため、内容は優先されたのが天皇がするべき第一は**学問**、第二は和歌などの宮廷教養、第三は有職故実などの朝廷の儀礼といったように**文化・儀礼の担い手**として位置付け。

残りの②**公家の席次(公家社会の秩序維持のため)**・③**摂関の任免(一条・二条・九条・近衛・鷹司の藤原五摂家のみ摂政・関白に任命されるとして幕府が関与)**・④**武家官位は公家官位と別にする(武家と公家の身分秩序を線引き)**・⑤**元号の制定(本来改元は天皇権威の象徴だが、元号は中国に倣った縁起の良い元号を採用するように幕府の管理下に置こうとした)**・⑥**紫衣勅許の条件は史料対策としても載せていますが、口頭でサラッと流して生徒には深く掘り下げない方がいいでしょう。ただし、先生の立場としては目的・意図を知っておいた方がいいので、それぞれの目的・意図を以下に記しておきます。**

②**公家の席次(公家社会の秩序維持のため)**…公家の席次は発言力・家格・儀礼上の優先順位になるので、ここを握ると朝廷内部の統制ができます。つまり、序列を定めることで朝廷内部抗争を押さえ、幕府が管理しやすいようにした。

③**摂関の任免(摂政・関白の任命にも幕府が関与)**…朝廷最高幹部の人事権を掌握をすることで朝廷の政治回復の芽を摘む。つまり、朝廷トップの人事を握ることで、朝廷の実務権力化を防ぐ目的だった。

④**武家官位は公家官位と別にする(武家と公家の身分秩序を線引き)**…武士が朝廷秩序を侵食しないようにしつつ、幕府秩序を維持。つまり、朝廷(公家)秩序と幕府(武家)秩序を分離して、二重支配体制を安定化させるため。

⑤**元号の制定は本来、天皇権威の象徴であり、時間を区切る行為＝国家秩序を定義する権限**です。幕府としては、朝廷が勝手に頻繁に改元したり、政治的意味を持たせることを防ぎ、国家秩序の象徴権限を幕府の管理下におく意図があった。つまり、朝廷の権威は認めるが、独走はさせないということです。⑥**紫衣勅許の条件**…紫衣(高僧に与えられる紫色の衣)は高德の僧への特別な法衣で、朝廷が授与する名誉。つまり、宗教界の人事・権威に直結します。幕府は、僧侶側からの働きかけや朝廷側の恣意的授与を抑えるため、一定年数の修行・学徳・先例確認などを条件化し、実質的に審査権を握ろうとしました。

③**ただし、⑥の紫衣勅許の条件に付いては、のちの紫衣事件に関連してくるので、しっかり前フリをしておきましょう。**冠位十二階のところでは紫色が高貴な色であることを教えていけば問題ありませんが、ここで復習として生徒に**「紫色って日本ではどういう位置づけの色？」**などと尋ねて、**「坊主の着ることができる権威トップの色が紫の衣の“紫衣”である」と教え、「最近天皇が坊主の功績とか細かく見ないで紫衣を与えているようですが、坊主に紫衣を与える時は、その坊主の今までの功績とかしっかりした上で与えるようにね」と幕府が注意していたことに触れておきましょう。**

※時間に余裕があれば、史料「禁中並び公家諸法度」を説明(解説は詳細版)

- ④ここからが接続詞の使い分けのみせどころですが、朝廷統制がさらに厳しくなるので、「**禁中並公家諸法度で結構制限されているよね〜**」とフリを入れつつ、「**でもまだ終わらんよ!**」などと、その下の朝廷統制につなげましょ。まず、朝廷の監視役として**京都所司代**が設けられ(初代の板倉勝重はスルーでいいです)、さらに**PDF 資料**「**朝廷統制**」を用いて、朝廷が幕府に「**行幸などの連絡を入れる時**」には朝廷から朝廷・幕府間の連絡にあたる**武家伝奏**を通じて京都所司代からの指示をあおぎ、それを天皇に伝えたりします(武家伝奏は2名の公家が任命され、形式上は朝廷側が任命するが、実質的には幕府の遺構が強く働き、幕府と協調的な公家が就任しやすい)。ですので、**天皇が「花見に行きたいでおじゃる」→武家伝奏「京都所司代へ確認してくるでおじゃる」→京都所司代「供回り(人数)が多すぎるので今回は控えてほしいでござる」→武家伝奏「今回はダメだったでおじゃる」**など例をだしてあげるのがわかりやすいです。また、天皇の直轄領である**禁裏御料**も家康時代には1万石で、**秀忠の時代に1万石加増されて2万石**、**綱吉の時代にさらに1万石加増されて3万石**ですが、公家領7万石は覚えなくてよいので消させてください。この禁裏御料1万石は朝廷の財政的には安定する収入源ですが、**その後に後水尾天皇が紫衣事件で7千切れる前フリとしては邪魔になるので禁裏御料の石高についてはサラッと流すのがいいでしょう。**
- ⑤**PDF 資料**「**天皇家・徳川家系図**」を用いて、**この後に追い打ちとして**幕府の主導で**秀忠の娘である徳川和子**(近年での読み方は「まさこ」が一般的になってきていますが生徒としては「かずこ」の方が覚えやすいと思います)が1620年に嫁いでくるので、**徳川家が宮中にまで入ってくるのは後水尾天皇としては鬱陶しいことこの上なかったでしょう**(ただし、和子との間には明正天皇が生まれていることから、個人的には和子本人を嫌いだったとは考えにくいです)。**そんなフラストレーションが溜まっていく環境が次から次へとくる…**、そんな中で数少ない天皇として自分の意思を示すことができるのが高僧への紫衣の勅許です(**禁中並公家諸法度で紫衣について触れていることで、ここで紫衣の説明はスムーズに展開できます**)。「**幕府から統制を受けまくっている中で、紫衣の勅許くらいは天皇(自分自身)が決めてええやろ**」と高僧に紫衣を与えていたわけですが、**幕府からすると最近ちょっと紫衣勅許の基準緩すぎやろ**ということ起きたのが1627年の**紫衣事件**です(正確には後水尾天皇が紫衣勅許を乱発していたわけではない)。
- ⑥紫衣事件は、**幕府と後水尾天皇双方の立場になって教えてあげるとわかりやすいです**。幕府は禁中並公家諸法度で紫衣について既に注意勧告している。一方で、後水尾天皇はここまでがんじがらめにされているのに、紫衣ぐらいは別にいいだろう、と。そんな中で後水尾天皇が認めた紫衣勅許を幕府が禁中並公家諸法度16条に基づいて**特に大徳寺の僧へ与えた紫衣を無効として**取り上げたので、その**大徳寺において有名な僧で、清物の「タクアン」を考案したとされる沢庵宗彭(沢庵)**が抗議をしてきたため、**出羽国に配流(沢庵自身は紫衣を受けたわけではないが、大徳寺・妙心寺系の僧が紫衣勅許を受けており、沢庵はその処分撤回を求めた)**。つまり、**生徒の中で同じ部活ばかり表彰されていたから、幕府が「不公平なんやないの?」と文句を言ったら、その部活の有名選手の沢庵が抗議してきたから処罰したようなもの**。
- ⑦先ほどと同じ**PDF 資料**「**天皇家・徳川家系図**」を用いて、その2年後には**ついに後水尾天皇の堪忍袋の緒が切れて「だったら天皇やめちやるわ!」**と徳川和子との間に生まれた皇女の**明正天皇**に譲位(奈良時代以来の女帝誕生で、元明天皇と元正天皇を意識して**明正天皇の名が贈られた可能性が高く**、幕府としては母が徳川和子で將軍家の血が皇統に入り、天皇家と徳川家との関係が安定するので**幕府としては都合が良かった**)。その後、譲位して規制から解放された**後水尾上皇**が晩年になって別荘として京都に造営したのが**数奇屋造の修学院離宮**。なお、その下に明正天皇が最後の女帝ではないので「**ただし、最後の女帝は(江戸時代中期に即位した)後桜町天皇**」を生徒に書きこませることを指示。もしくは文化史を楽にしたいのであれば、**八条宮智仁親王が造営した桂離宮も数奇屋造なので、それを書きこませるのも良いでしょう**。そして、最後に紫衣事件についてまとめた文章を読み上げた上で、歴史的な意義である「**天皇の勅許より幕府の法度が優先されることが明示された**」を、「**幕府の法度(ルール)>天皇の勅許(許可)**」と板書すれば伝わりやすいです。

授業展開書 - 詳細版(史料解説) - 「江戸幕府の成立」

㊦ 武家諸法度一元和令(1615年) - 『御触書寛保集成』

- 一、①文武弓馬ノ道、専ラ相嗜ムベキ事。
- 一、②法度に背ク輩、国々ニ隠シ置クベカラザル事。……
- 一、③諸国ノ居城修補ヲ為スト雖モ、必ず言上スベシ。況ンヤ④新儀ノ構営堅ク停止令ムル事。……
- 一、隣国ニ於テ⑤新儀ヲ企テ徒党ヲ結ブ者之有バ、早く言上致スベキ事。
- 一、⑥私ニ婚姻ヲ締ブベカラザル事。……
- 一、諸大名ノ参勤作法ノ事。……
- 一、諸国諸侍、儉約ヲ用ヒラルベキ事。……

[①学問・武芸 ②法令 ③この条項に違反し、**広島(安芸)**藩主の**福島正則**は**改易**(領地没収)された ④新たに ⑤変わったことを企て ⑥許可なく、勝手に ⑦江戸に参勤する時の作法。つまり、寛永令のように参勤交代を制度化したものではない]

【現代語訳】

- 一、文武弓馬(学問・武芸)の道に、ひたすら励むようにせよ。……
- 一、法度(法令)に違反する者は、それぞれの領国に隠し置いてはならない。……
- 一、諸国の居城はたとえ修理であっても、必ず幕府に報告せよ。まして、新規に築城することは厳重に禁止する。……
- 一、隣の国で、新たに不穏な動きがあったり、徒党(同志)を集めている者があれば、速やかに報告せよ。……
- 一、幕府の許可受けなく、婚姻(結婚)はしてはならない。……
- 一、諸大名が江戸に参勤する時の作法について。……
- 一、諸国の侍の身分の者達は儉約を心がけるようにせよ。……

武家諸法度(元和令)は武家諸法度(寛永令)と並んで頻出史料の代表格ですが、**下記の内容はテキストに書いてあることなので、「テキストをしっかりと学習していれば解ける」と述べてあげるだけで生徒の心理的負担は減少します。**史料文中の順番とは前後左右しますが、「**文武弓馬の奨励**」・「**居城(城郭)の無断修築の禁止**」・「**幕府の許可なく大名の婚姻の禁止**」が重要項目なので、テキストの法度内容は優先度順に構成しています。

「①大名は**文武弓馬**(学問・武芸)に励むこと」は、特に「文武弓馬」が空欄問題として記述型でも出題されることを指摘してあげてください。

「②**法度**に違反した者を領内に隠しておかないように」(頻度は低く現代語訳でかみ砕けば伝わるでしょう)。

「③諸国の**居城**を修理する場合は、必ず幕府に申し出るように」は、この項目に違反したとして**安芸**国の**広島**城主(約49万8000石)の**福島正則**が**改易**されたことについて触れて復習に活用させてください(正確には信濃国高井野藩(約4万5000石)への大幅減封+転封なので改易ではありませんが、一般的には改易と扱われるので問題ありません)。

「④大名同士が**徒党**を結んでよからぬことを企まないように」(頻度は低く現代語訳でかみ砕けば伝わるでしょう)

「⑤幕府の許可無く**婚姻**を結ばないように」、この項目は史料でも出題されることがあります。

「⑥諸大名が**参勤**する時の作法について**(参勤交代の制度化ではなく参勤の作法についてであることを指摘)**」

「⑦諸国の武士たちは**儉約**を心掛けるように」(頻度は低く現代語訳でかみ砕けば伝わるでしょう)。

※⑦についてはテキストに収録していないので、史料で軽く触れてあげてください。

㊦ 武家諸法度一寛永令(1635年) - 『御触書寛保集成』

- 一、①文武弓馬ノ道、専ラ相嗜ムベキ事。
- 一、②大名小名、③在江戸交替、相定ムル所也。毎歳④夏四月中参勤致スベシ。……
- 一、⑤五百石積以上ノ船停止ノ事。
- 一、私の**関所**、新法の**津留**、制禁の事。

[①学問・武芸 ②1万石以上を持つ者。大規模な知行を持つ大名と、小規模な知行を持つ小名 ③国元と江戸の交替 ④当時の旧暦では1月～3月までが春。4月～6月までが夏。7月～9月までが秋。10月～12月までが冬 ⑤米500石(約75トン)を積むことができる船 ⑥領内の港で物資の移出入を禁止すること]

【現代語訳】

- 一、文武弓馬(学問・武芸)の道に、ひたすら励むようにせよ。……
- 一、大名・小名(1万石以上をもつ者で、大規模な知行を持つ大名と小規模な知行を持つ小名)が国元と江戸とを参勤交代するよう定めるものである。毎年夏の四月中に江戸に参勤せよ。……
- 一、500石(約75トン)積み以上の船をつくることは禁止する。
- 一、大名が幕府の許可無く私設の関所を置いたり、新たに法をつくつての津留(領内の港で物資の移出入を禁止すること)を行うことは禁止する。

武家諸法度(寛永令)は武家諸法度(元和令)と同じく「**文武弓馬の奨励**」から始まるので、**元和令と寛永令を判別するには「参勤交代の制度化」・「五百石以上の大船建造禁止」が記されているかどうかを判別基準であると指摘しとあげてください。**

「②大名小名(1万石以上の**石高の多い大大名と石高の少ない小大名**)は在江戸(江戸に在る期間で、現代語訳では国元に滞在する意味は省略補充されている)交替し、毎年夏の四月に参勤すること」を定めた**参勤交代制度化の必須文なので、この一文で判別できるように指示してあげてください**(四月が夏と記されている理由は、当時の旧暦では1月～3月までが春、4月～6月までが夏、7月～9月までが秋、10月～12月までが冬だからです)。

「③私的な**関所**や**津留**(領内の港で物資の移出入を禁止すること)の禁止」は頻度が非常に低いので、津留について軽く説明するぐらいで問題ありません。

回 禁中並公家諸法度『御当家令条』

- 一、①天子諸芸能の事、第一御**学問**也。……
- 一、②**撰家**為りと雖も、其③器用無きは、④**三公**・撰関に任ぜらるべからず。況んや其外をや。
- 一、⑤**武家の官位**は、公家当官の外為るべき事。
- 一、⑥**改元**、漢朝の年号の内、吉例を以て相定むべし。……
- 一、⑦**紫衣**の寺住持職⑧先規希有の事也。近年猥りに**勅許**の事、且は⑨**臈次**を乱し、且は官寺を汚し、甚だ然るべからず。向後に於ては、其器用を撰び、……申し沙汰有るべき事。

[①天皇 ②撰関に就任し得る最上位の家格。一条・二条・九条・近衛・鷹司の五撰家 ③才能 ④太政大臣・左大臣・右大臣 ⑤武家の官位は、公家の官位とは別に扱う ⑥元号の制定 ⑦天皇の勅許で高僧に与えられる法衣 ⑧以前 ⑨僧の序列]

【現代語訳】

- 一、天皇が修めなければならない諸芸能の第一は**学問**である。……
- 一、**撰家**(撰政・関白に就任し得る家柄の一条・二条・九条・近衛・鷹司の五撰家)出身の人物であっても、能力のない者は**三公(太政大臣・左大臣・右大臣)**・撰政・関白に任命してはならない。ましてや、それより下の家柄の者は言うまでもないことである。
- 一、武家に与える**官位**は、公家の在官者とは別に扱うこととする。
- 一、年号を改めることについては、中国の年号から縁起の良いものを定めよ。……
- 一、**紫衣**を許される寺の住職は、以前はきわめて少なかった。しかし、近頃はやたらに**勅許**されている。これは一つには序列を乱し、一つには官寺の名誉を汚すもの、はなはだけしからぬことである。以後は、その能力をよく吟味して、……任命すべきである。

禁中並公家諸法度も必須史料の一つですが、特に「①天皇がするべき第一は**学問**である」の「**学問**」は**空欄補充の記述問題で出題されるので漢字で記述できるように指示しておきましょう**。残りは頻度が一挙に低くなりますが、「②**撰家(一条・二条・九条・近衛・鷹司の藤原五撰家)**であっても能力のない者は**三公(太政大臣・左大臣・右大臣)**・撰政・関白に任命してはならない」として**撰政・関白に任命されるとして幕府が関与**・「③**武家の官位は公家の官位と別にする**」(朝廷(公家)秩序と幕府(武家)秩序を分離して、**武家と公家の身分秩序を線引きした**)・「④**元号の制定(本来改元は天皇権威の象徴だが、元号は中国に倣った縁起の良い元号を採用するように幕府の管理下に置こうとした)**」・「⑤**紫衣勅許の条件**」については、**紫衣事件を説明する前に扱う場合、のちの伏線のために「幕府が紫衣(高僧に与えられる紫色の衣)を与えすぎないように」に忠告を入れていたことに触れておきましょう**。

①幕藩体制の大名についての説明はすでに終わっているのですが、大名は親藩・譜代・外様に分かれていて、負担として戦時の軍役と平時の普請役があることだけサラッと復習させてください。

＜P39のく幕藩体制＞をなぜ朝廷統制の後にするのか＞

教科書ではく幕藩体制＞の後にく朝廷統制＞の説明に入りますが、生徒にとっては「いつ(将軍時期も含む)・何が起きたのか」で混乱しやすいため、先に家康～家光期のく大名統制＞・く朝廷統制＞の流れを整理し、その後に幕藩体制の中身(大名分類)を再確認する順番としました。授業時間の配分などに問題があれば、参勤交代の後にP39く幕藩体制＞に入るのも教科書通りなので問題はありません。

②**要注意！その過程で軍役から右に矢印を出すように指示。**PDF資料「大名知行制」を用いて、1634年に徳川家光が30万余りの軍勢を率いて上洛につなげて、公儀である将軍(幕府)と大名の関係について説明。公儀とは「公の権力・「公的な支配者」を指し、江戸時代の徳川幕府(将軍権力)を意味しますが、「**全国国の土地支配者**」と書き込ませることを指示。そして鎌倉時代からの封建制度はまだ残っていて、土地の支配権は将軍にあるから「御恩」として将軍が大名に領地を給付(先生が生徒に机・椅子を給付)。そこで、その証明書として領知宛行状を発給して大名の領地支配を保障するのが大名知行制。その代わりに「奉公」として石高に応じた軍役を負担(収入に応じた人数率いて先生に挨拶来い)。

③**注意！(参勤交代の後に説明後にしても問題ないが出来ればここで具体例を出しておきたい)**。その具体例として下の1617年に徳川秀忠(2代将軍)が全国の土地所有者として領知宛行状を大名・公家・寺社ごとに「個別」に発給し、「領知の知がなぜ地ではなく知なのか」を知行国制度などを思い出させて、「領知=知行(領地を支配すること)の確認文書」を書き込ませることを指示。その上で1634年に徳川家光(3代将軍)が30万の軍勢を率いて上洛の一行は飛ばして、1664年に徳川家綱(4代将軍)が大名・公家・寺社に領知宛行状を「同時一斉」に発給して土地の支配者であることを同時期に把握させたことを、当時の元号である寛文から寛文印知といいいますが、ここでも「知」が使われているのは「知行」の確認であるからです。

【発展】1617年の領知宛行状は大阪夏の陣後で、大名の配置がまだ流動的で幕藩体制の成立期であったため大名一人ずつに個別に発給し、1664年は幕藩体制が安定した時期なので領知宛行状を全国一斉に発給することで、全国の領知がすべて将軍の承認の上にあることを制度として確認したもの。天保の改革で出される上知令は上地令と書かれることもあるが、本来は知行・領知を召し上げる意味なので上知令。上地令でも土地を召し上げるという意味で通じるが現場理解重視のため許容されるようになった。

そして、その代わりに奉公として1634年に徳川家光(3代将軍)が30万の軍勢を率いて上洛しているが、この時には**学校全員の生徒(大名)を率いて先生が校長室に挨拶しにいったようなもの**と例える。でも元和偃武で戦が終わったから、その代わりとしてこれからは石高に応じた人数を率いて江戸へ参勤する参勤交代へ。つまり、参勤交代は軍役の一環。特に論述問題ではこの「石高に応じた人数を率いて」というのがピンとこないのがPDF資料「参勤交代の石高に応じた従者数」を用いて、具体的に103万石の加賀藩では4000人級(3000～4000人ほど)、73万石の薩摩藩では3000人級(2000～3000人ほど)、10万石饅頭で有名な川越藩は10万石なので400人級(300～500人ほど)など地元に近い大名も例に出してあげるとわかりやすいです。

④ここから、具体的に大名が支配した領地と統治組織である藩を説明するため、「じゃあ具体的に大名が支配している土地の藩の組織見ていこうか～」と具体例に掘り下げ、PDF資料「地方知行制」を用いて、地方知行制(読み方は「じかた」です)の下部の説明にあたる大名が家臣に領地(知行地)を与え、その領地支配を認めるを読み上げて、簡単にいうと戦国時代の頃の家臣(国人)が自分の土地をもって拠点となる小さい城(支城)をもっているから「自分(家臣)の土地あり」と書き込ませることを指示。しかし、PDF資料「一國一城令」を用いて(省略可)、大名の居城以外の支城は取り壊されたから、家臣は住む拠点を失って大名の居城である本城の周りに家臣の城下町への集住が促進され、一方で大名と対抗しうる有力家臣の弱体化させる効果をもった(具体的には関ヶ原の戦い以前の上杉景勝は120万石を有していたが、重臣である直江兼統はそのうちの30万石を与えられていた)。これによって家臣の拠点であった領知もすべて大名が直轄地(蔵入地)として一国内を丸ごと支配するので、PDF資料「俵禄制」を用いて「大名が直轄地(蔵入地)として一国内を丸ごと支配」と書き込ませることを指示。

- ⑤そして(代官などを通じて)徴収した年貢を家臣に給与(俸禄)として支給するので、「→徴収した年貢を家臣に給料(蔵米)として支給」を書き込ませることを指示し、それを俸禄制という。ここで地方知行制は大名が家臣に土地を与えて自分で収入を確保させる自給自足制(つまり店あげて自営業)、俸禄制は大名が家臣の土地も全部管理して、その代わりに給料を支給する給料制(つまりサラリーマン)と例えてあげるとわかりやすいです。ですので、俸禄制の右に自分(家臣)の土地なしと書き込ませることを指示。ゆえに、自らの土地である知行地をもたない家臣に俸禄(俸禄(給与)として米を支給するので俸禄米・禄米・蔵米・切米など様々な言い方があります)を支給し、その代わりに家臣は藩の役職である家老(藩政を統轄)・郡奉行(藩の農政を統轄)・代官・手代・郷目付(郡奉行の配下)などに就きます(正確には一国内の土地は大名が支配し、各地に配属された郡奉行・代官などが徴税を行い、それを彼らに大名から俸禄として支給する)。
- ⑥ここで大名から旗本・御家人へ話を切り替えるので、接続詞は「一方で」などを用いて、将軍には大名以外にも将軍直属のお抱えの家臣もいて、それが1万石未満の直参と呼ばれる旗本・御家人の2種類(このポイントは旗本・御家人の違いをそれぞれ説明する前に旗本・御家人の2種類がいることを先に指摘してください)。その違いが将軍に謁見できるかできないかの御目見得以上か御目見得以下で、旗本の数は約5000人・御家人の数は約17000人おり(徳川吉宗時の1722年の記録にある旗本5205人・御家人17399人という具体例は、ただの授業パフォーマンズなので触れる必要はありません)、さらなる違いとして旗本は自らの知行地(領知)をもつ知行取、御家人の大半は自らの知行地(領知)をもたない蔵米取であるので、「知行取・蔵米取」を書き込ませることを指示(旗本・御家人の確認→御目見得以上以下→知行取・蔵米取の順で書き込ませることが展開上最もスムーズです)。なので、その下の御家人のほとんどは知行地を持たず、将軍から俸禄(蔵米)を支給されるにつなげて、最後に「旗本は自分の土地持っている自給自足制(自営業)、御家人は自分の土地持っていない給料制(サラリーマン)」と整理してあげればわかりやすいでしょう。
- ⑦これら大名などを支配していくためには財源が必要だから(江戸幕府の財政基盤へつなげるための接続詞)、PDF資料「幕領(天領)・三都」を用いて(近年では天領は江戸後期以降に広まった呼び方で、天から与えられた地のニュアンスがあるため天領の呼称は間違えではありませんが幕領の名称が用いられています)、その幕府が直接支配している幕領(天領)が約400万石で、全国の総石高は約3000万石なので総石高の約7分の1、また旗本は自らの知行地(土地)をもっているの、旗本知行地は約300万石で、幕領・旗本知行地という幕府の支配圏をまとめた合計は総石高の約4分の1になります(こういった制度史が続く分野は生徒が飽きやすい分野のため、途中途中で私は算数問題などで意図的に文系をいじっています)。なお、太閤検地で説明済みなら必要ありませんが、生徒がまだ理解不足なら「1石は1人が年間暮らせる米の量」と補足してあげてください。
- ⑧全国の4分の1から米収入が入るだけでなく、PDF資料「直轄鉱山」を用いて、佐渡国の相川金山・石見国の大森銀山・但馬国の生野銀山からの金銀収入もあり(豊臣政権の収入源だった金山銀山で済ませることが出来ます)、その佐渡国の相川金山の開発にあたった家康側近の大久保長安についてはレベルに応じて飛ばしたりサラッと触れる程度にしましょう。さらにPDF資料「幕領(天領)・三都」を用いて、直轄都市の中でも別格なのが三都と呼ばれる江戸は将軍がいる都市だから将軍のお膝元と呼ばれて人口15万人から100万人に増えて当時世界最大の人口都市だったけど(ロンドンで60~70万人程度)、「武家方=50万人・町人方=50万人」の内訳を書き込ませることを指示し、町人の住む浅草・(日本橋・神田)などの当時の下町に50万人がひしめき合っていたことを連想させてあげましょう。一方で、大坂は米・魚・野菜・果物などの品が集まることから天下の台所と呼ばれ、人口がやや増加することに触れ(人口30万人→40万人はスルー)、千年の古都にあたる京都は人口がやや減少することに触れる程度で正誤問題には対応できます(人口40万人→35万人はスルー)。これらの都市からの商業収入が入ってくるので、ここまで説明すれば江戸幕府の財政基盤がいかに強大だったかが生徒も想像できるでしょう。
- ⑨その財政基盤をもとに政治を行っていくと前フリをしたうえで、幕府の職制に入ります。ここでポイントとして生徒を巻き込むパターンであれば、譜代大名と外様大名を分けてあるので、譜代は幕政に参加できるが外様は幕政に参加できない、つまり能力ではなく信用度であるということです。

**注意！江戸幕府の職制は単調な説明になりがちなので、接続詞などの繋げ方で次の役職に繋げていくことができます。**ここで最初にテキスト左側にある大老～大坂城代までは譜代大名から任命され、勘定奉行～目付などは旗本から任命されることを指摘し、**学校で例えるのであれば旗本は「一学年下の生徒たち」と例え、彼ら旗本は現在の生徒(大名)たちとは別枠にいる連中であること、その一学年下の中で「エリート」の生徒会役員(候補)などが、彼らが勘定奉行や町奉行などを務めらると例えることができます。**また、生徒の反応が良い場合であれば、**それぞれの役職で立候補の挙手制をとるのもいいですが、あくまでも譜代大名の生徒だけで、外様の生徒が立候補した場合は「君は外様だからダメ～」とネタ化しておきましょう。**まず、江戸幕府の職制は、基本的にトップの将軍が行う将軍独裁が基本ですが、**将軍1人で政治を取り仕切るのは難しい。**そこで、将軍の下には譜代大名から任命される各役職があり、その中で**将軍が幼少であったり大きな問題が起きた場合に置かれる臨時の最高職が大老**で、10万石以上の石高をもつ酒井・井伊・土井・堀田の4氏からのみ任命。ただし、**あくまでも臨時の最高職なので常に置かれている最高職は老中。**なので、政務を総括する常置の最高職で、その老中の下には勘定奉行・(江戸)町奉行などが置かれていますが、初期は年寄と呼ばれていて、**ジジイって意味じゃねえぞなどの前フリを入れつつ**、年寄という言葉には「老人」以外にも「人の長」という意味があるので、この場合は「重臣」という意味です。**年寄(老中)が全ての政務を統轄するのは難しいので**、その年寄よりも年齢はやや若めでその老中の補佐として旗本と御家人の統轄にあたったのが**若年寄(この「若年寄」につなげるために初期の名称である「年寄」を先に説明しておきます)**。なので、**年寄から若年寄に矢印を出すことを指示。**

＜大老のゴロ＞

「酒井、井戸掘ったか？」  
酒井(酒井)井、井(井伊)  
戸(土井)・掘った(堀田)

②**要注意！この後に寺社奉行などの譜代大名を全部説明していくと生徒は丸暗記型の説明になってしまうため、老中・若年寄といった仕事の多い立場の下に置かれた勘定奉行・(江戸)町奉行など旗本から任命される役職に移るので、「そうしたら老中のところに戻って、老中などの下に置かれた旗本が就任する役職」と指示。**

＜江戸幕府の職制を理論的に説明するにはどの手順が適切か？＞

- ①将軍(基本は将軍独裁だが1人では無理)→その下に譜代大名や旗本から任命される役職がある
- ②大老(非常時に置かれる臨時の最高職)→臨時の最高職なので常に置かれる最高職は？
- ③老中(政務を総括する常置の最高職)→初期は重臣の意味をもつ年寄と呼ばれた
- ④若年寄(老中の補佐で旗本・御家人の統轄)→老中の初期名の年寄の若い補佐役  
※ここで老中・若年寄の配下に置かれた旗本から任命された役職へ
- ⑤勘定奉行(幕府の財政・関八州の訴訟)→幕府の財政を担当するが全国に点在する幕領を管理するのは無理
- ⑥郡代・代官(広域・その他の幕領を支配)→勘定奉行の下で幕領からの年貢徴収などを担当  
※幕領の中に重要な直轄都市があり、(江戸)町奉行・遠国奉行が置かれる
- ⑦(江戸)町奉行(江戸の行政・司法)→100万都市の江戸を管轄するのは無理
- ⑧与力・同心(江戸町奉行の下で実務を担当する)→御家人から任命される
- ⑨遠国奉行(大坂・京都・駿府)→江戸・大坂・京都の三都と家康の居住地である駿府が重要
- ⑩遠国奉行(長崎・日光など)→三都以外の直轄都市を管轄
- ⑪城代(二条城・伏見城・駿府城)→江戸城を除く三都の京都と駿府に城代が置かれる
- ⑫大目付(大名の監察)→直轄都市以外の藩がある大名に目を付けて監察
- ⑬目付(旗本・御家人の監察)→旗本・御家人も監察するが、目付だけは若年寄の配下  
※譜代大名のラインに戻り、その他の脅威となる存在の監視する役職へ
- ⑭寺社奉行(寺社の監察)←一向一揆など宗教勢力も危険だから
- ⑮京都所司代(朝廷・西国大名の監察)←朝廷という最高権力も危険だから監察
- ⑯大坂城代(西国大名の監察)←京都所司代とともに危険な西国大名を監察

③PDF資料「郡代・代官(勘定奉行の配下)」を用いて、幕府って広大な領地を持っているから、幕政をとりまとめる老中だけじゃ処理できなくね？などを前フリを入れて、それを管理するため置かれたのが、生徒会の会計係にあたる幕府の財政や幕領・関八州の訴訟を担当する勘定奉行。でも、勘定奉行は江戸にいるので全国に散らばっている幕領を管理していくのは無理。そこで、この勘定奉行の下に関東・飛騨・美濃など支配高が10万石以上の広い地域には郡代、それ以外の10万石以下の狭い地域には代官が設けられ、それぞれが赴いた現地の幕領を管理。

④PDF 資料 “直轄都市(町奉行・奉行)” を用いて、この幕領の中にある超重要な直轄都市が町奉行が置かれる「將軍のお膝元」の江戸・「天下の台所」の大坂・「千年の古都」であり天子(天皇)御在所の京都と、大御所家康の居住地(拠点)である駿府。一方で、奉行が置かれる重要な直轄都市が長崎・日光・奈良・堺・佐渡・山田なので、さらにPDF 資料 “(江戸)町奉行と遠国奉行” を用いて、(江戸)町奉行と江戸以外の直轄都市に置かれる遠国奉行を明確化させましょう。その超重要都市に置かれる町奉行の中でも別格なのが「將軍のお膝元」である江戸の行政・司法など全てを担当する(江戸)町奉行で、「江戸」を省略して、単に町奉行といった場合は江戸町奉行を指していることを指摘。ただ、江戸は100万人もの人口を抱える大都市なので、全部を監察するのは無理なので、江戸町奉行の下には与力や、更にその下の同心という警察官にあたる下級役人がおかれ、この2つは旗本からではなく「御家人から任命される」と書き込ませることを指示。

⑤PDF 資料 “直轄都市(町奉行・奉行)” を用いて、江戸町奉行に対して、江戸以外の直轄都市に置かれた大坂・京都・駿府町奉行と長崎・日光・奈良・堺・佐渡・山田奉行は全て遠国奉行と呼ばれると、先に“遠国奉行”とは具体的な直轄都市に置かれた町奉行や奉行のことであると指摘。その中で江戸の次に重要性が高い都市である大坂・京都・駿府の3つに置かれたのが町奉行。大坂は「天下の台所」と呼ばれた経済・流通・商業の中心地、京都は「千年の古都」として朝廷が存在する地。そして、駿府は1605年に家康が將軍職を退いた後に、大御所となって拠点にした場所で東海道の要地。その江戸以外の三都市の重要性を指摘した上で、それぞれ大坂町奉行・京都町奉行・駿府町奉行が置かれる(つまり、町奉行は江戸町奉行を含めると、全部で4つ置かれたことになるわけですが、この町奉行の中でも將軍のいる江戸を管轄する江戸町奉行だけは別格的な存在になるので、一般的に町奉行とは江戸町奉行のことをさし、その他の場合は大坂町奉行・京都町奉行・駿府町奉行など都市名をつけて呼びます)。それに対して、江戸・大坂・京都・駿府以外の直轄都市以外には、長崎・日光・奈良・堺・佐渡・山田の場合は奉行が置かれ行政・司法を担当するので、生徒には江戸町奉行は町奉行と省略することがあること、超重要都市には大坂町奉行・京都町奉行・駿府町奉行があり、それ以外の需要都市の場合は〇〇町奉行とは言わずに、単純に長崎奉行・日光奉行・奈良奉行・堺奉行・佐渡奉行・山田奉行と呼ぶことを具体的に口に出して指摘してあげてください。

＜町奉行・各奉行のゴロ＞

「大 好 き！」	「…な に？なら、さっさと 瘦せろよ」
大 駿 京	長 日 奈良 堺 佐渡 山
坂 府 都	崎 光 田

⑤PDF 資料 “町奉行と城代” を用いて、以上の江戸・大坂・京都の三都と大御所家康の居住する駿府にはそれぞれ町奉行が置かれ、さらに重要な城が存在する。具体的には、江戸には江戸城、大坂には大坂城、京都には二条城と伏見城、駿府には駿府城があるので、それらの城の行政・警備などにあたる城代がおかれる。ただし、江戸城は將軍自身がいる本拠地で管理役をおく必要はないので、それが伏見城・二条城・駿府城にそれぞれ伏見城代・二条城代・駿府城代が置かれた。ただし、大坂城に置かれた大坂城代は、旗本ではなく譜代大名から任命されたのでで触れると一言入れておきましょう(ただし、京都にある二条城と伏見城は一国一城令もあり、二条城は將軍上洛・朝廷対応・京都監視の役割をもち、伏見城は家康初期には重要であったが、豊臣秀吉の中心であり豊臣家滅亡後に役割が低下した伏見城は1619年に廃城が決定し(同年に大坂城代を設置)、1623年に破却された)。

⑥注意！ここまでが要地に置かれた役職で、この後に監視役の役職に移っていきます。なので、PDF資料 “江戸幕府の監察役” を用いて、ここまでは重要な拠点に置かれた役職だけと、「ここまでは要地支配ね。でも江戸幕府は基本的に対象を信用していない性格悪い組織なんよ。権力持たせたら裏切るかもしれんから」など前フリを入れて、監視役だらけ。つまり風紀委員置き過ぎ問題があります(具体的には大名を監視する大目付・旗本・御家人を監視する目付・寺社勢力を監視する寺社奉行・朝廷を監視する京都所司代・西国大名を監視する大坂城代)。まず一番面倒な大名を監察するのが大目付と、旗本・御家人を監察するのが目付(幕僚である旗本・御家人も監察したのは、①將軍直属の軍事勢力であり、特に旗本は知行地や役職をもつ者も多く独自勢力化する危険性があったため統制する必要があった、②江戸常駐者が多く、幕府は巨大官僚組織化していくため、汚職・派閥形成・職務怠慢・私的な結びつきなどを警戒したなどが理由です)。そもそも「目付」とは「目を付ける=監視する」という意味なので、目付は一般武士の旗本・御家人に目を付けて監視し、大目付は大名に目を付けて監視する。ただし、目付は旗本・御家人を統轄する役職でもある若年寄の配下に置かれていることを指摘してください。

- ⑦譜代大名のラインに戻ることを指示し、これまでの大名・旗本・御家人以外にも警戒しなければいけない存在を指摘。「幕府が気を付けなきゃいけない存在ってどんなのがいる～？」などと生徒に尋ねる形をとって指5本を出して「大名(1本目)・旗本・御家人(2本目)……、他には仏教・神道の寺社(宗教)勢力(3本目)・朝廷(4本目)・薩摩・長州みたいな西国大名(5本目)」とまとめます。その後、寺社を監察する寺社奉行、朝廷・西国大名を監察する京都所司代、また京都所司代と共に西国大名を監察する大坂城代を一挙にまとめて述べることで生徒の心理的負担を下げてあげましょう。つまり、まずはマクロ的に紹介することでハードルを下げて、その後に難関大に必要な細かい内容のミクロに入っていくという手法です。
- ⑧寺社奉行の管轄する寺社(寺院・神社)の監察については、家康の顧問である金地院崇伝(以心崇伝)が取り仕切っていたが、彼が1633年に亡くなってしまったことで制度化。そして、PDF「三奉行(勘定奉行・(江戸)町奉行・寺社奉行)」を用いて、寺社奉行と(江戸)町奉行・勘定奉行を合わせた三奉行のうち、どの役職が最上位か生徒に質問。答え合わせとしてPDF資料「三奉行(寺社奉行が三奉行最上位)」を用いて、(江戸)町奉行と勘定奉行が老中の配下にあつて旗本から任命されるのに対し、寺社奉行は將軍の配下にあつて譜代大名から任命されるため、寺社奉行は三奉行中最上位となりますが、もしも生徒が退屈そうになっていたら、寺社とは寺院と神社を指しているの、仏教・神道ともに管轄していることを教えてあげるのも良いでしょう(寺社という言葉が寺院と神社を兼ねていることを知らない人は一般的にかなり多いです)。そして、朝廷・西国大名を監察する京都所司代は、1名で朝廷だけでなく西国大名も監視するとなると大変なので、西国大名の監視に関しては、PDF「西国大名の監察」を用いて、西国大名には薩摩藩・長州藩だけでなく豊臣恩顧の大名もいることを指摘して(広島藩の福島正則・熊本藩の加藤清正、さらに福岡藩は黒田長政に代替わりしていますが父は秀吉の軍師として名高い黒田官兵衛です)、大坂城代と共に行うので「西国大名の監視は共に行う」と書き込ませることを指示(西国には有力な外様大名が集中しており、長州藩毛利家、薩摩藩島津家、福岡藩黒田家・熊本藩加藤家(加藤家改易後の熊本藩細川家は徳川寄り)は豊臣恩顧の大名であり危険な存在が多い。そのためも豊臣の本拠地の大坂城は反幕府勢力が集まりやすい西国支配の最前線と最重要地なので、大坂城代だけは駿府城代・二条城代・伏見城代と違い譜代大名から任命され、將軍直属であった)。最後に、PDF資料「江戸幕府の要職」を用いて、譜代大名と旗本から任命される役職をそれぞれ整理整頓。
- ⑨PDF資料「幕政(親藩・譜代・外様)」を用いて、テキスト中央下の親藩・譜代・外様の配置に移ることを指示。徳川家一門の親藩は石高が多く、要地に配置されるが、要職に就けるようにしてしまうと、権力を牛耳ってしまう可能性があるので、要職には就けない。また、関ヶ原の戦い以降に臣従した外様大名は石高が多いが、信用を置くことはできないので、遠方に配置し、要職にも就けない。一方、譜代大名は要地に配置されるが、石高は少ないが、彼らを幕府の要職に就けることで権力を与える(譜代大名の中で最大の彦根藩井伊家でも石高は35万石)。つまり、譜代大名や幕臣である旗本が要職に就くことができ、外様大名はおろか親藩でさえ御三家であっても要職に就くことができず、「親藩も参勤交代の義務があること」を指摘してください(生徒の中には親藩も幕政に参加できると思い込んでいる子がたくさんいます)。江戸幕府のシステムは、それぞれ親藩・譜代・外様の収入・権力などをバランスよく割り振ることで、それぞれの均衡を保つようにした効果的なもので、「各大名の立場・心理を利用した嫌らしいシステムだった」と総括してあげるとわかりやすいでしょう(なお、幕末の1862年に行われた文久の改革では親藩の幕政参加が許可されますが、それは幕末の時に触れればよいので、ここでは流しておくのがベストです)。
- ⑩江戸幕府の職制といった制度史を説明していくと、この辺りで生徒もさすがに飽きてくるので、「あと最後だけ頑張ろう or ごめん、最後に一つだけ追加させて」など、残り覚えることが少ないことを生徒に伝えてあげてください。または、老中や若年寄などに任命した生徒を指して、「ところで老中・若年寄の君ら一人で一年中この仕事こなせる？」などと発問して、「大丈夫。老中とかも実は4名いるから」と実体験型に思考をシフトさせてください。ここでPDF資料「複数合議制・月番・評定所」を用いて、特に重要で権限の強い老中や若年寄、三奉行(寺社奉行・勘定奉行・江戸町奉行)などは、権限が一人に集まらないように、要職には複数名を任命して合議制が行われること(老中は4人、若年寄も4人、寺社奉行・勘定奉行も4人。江戸町奉行は南北の奉行所の2人)。さらに、「あとそこまでフラック企業じゃないから当番制をとっている」などとフリを入れて、こうした複数の担当者

が、一ヶ月ごとに交代して勤務する月番制がとられること(例えば、老中の場合、1月に老中Aと老中Bが勤務、2月は老中Cと老中Dが勤務、3月はまた老中Aと老中Bが勤務することで、権力1人に集中するのを防ぐことができる)。ただし、**定期テストや入試では「月番」と解答すれば良いことも指摘してあげてください。**

- ⑪ところが、重大事件や管轄がまたがる事件が起きた場合はどうするか。**例えば、「江戸の町人が僧侶を殺害して、幕領(天領)を逃げ回っている」などの事件が起きた場合、江戸の町人は江戸町奉行の管轄、僧侶は寺社奉行の管轄、幕領は勘定奉行の管轄になる。**このような、管轄のまたがる事件や重大事件などが起きた場合は、最高司法機関の**評定所**が設けられ、**老中・三奉行(寺社奉行・勘定奉行・江戸町奉行)**や大目付・目付などが集まって話し合う。**[職制の特色]に戻れることを指示して、「ただし、これらの組織が最初から整っているわけではないしょ〜」と前フリを入れて、**。これが3代将軍**徳川家光**の頃に、老中・若年寄・寺社奉行・勘定奉行・江戸町奉行などが正式に設置され、ようやく整うことになったので、**「結局は室町幕府も江戸幕府も3代将軍の足利義満・徳川家光の頃に整ったってこと」と室町幕府の職制とリンクさせて整理してあげましょ**う(初代将軍家康の頃は、農村の庄屋制度と似たような仕組みで、非常に簡素なものに過ぎなかったもので、江戸中期の幕臣小宮山昌世はこれを「**庄屋仕立て**」と比喻しましたが、あくまでも家康初期の構造であり、実際は庄屋制度のように質素一辺倒ではなく、**権威演出・武家儀礼・城郭整備も**行っているため、近年では**質素儉約・実務重視・武断的現実主義**のため、江戸中期以降に庄屋像で比喻された「庄屋仕立て」の表現は使われなくなっています)。